

江東区児童相談所基本計画(素案)【概要版】

1 基本計画策定の目的・概要

- 江東区では、平成28年改正児童福祉法の趣旨に基づき、児童相談体制の一層の充実を図り、こどもの最善の利益を確保すべく、区立児童相談所の整備に向けた検討を進めています。
- 令和5年10月に策定した「江東区児童相談所基本構想」では、区の目指す児童相談体制を明確にするとともに、新たに整備する区立児童相談所の基本方針や考えなどを整理し示しました。
- 基本計画では、次のステップである施設整備に進むにあたり、基本構想を踏まえて具体化を進めた整備方針に加え、建物配置や動線、ゾーニング計画などを整理し、事業費や事業スケジュールについて示すことを目的としています。

2 児童福祉関連行政の現状と課題

- 東京都の児童相談所では職員不足、通告件数の増加、一時保護所の恒常的な定員超過など様々な問題を抱えています。
- ケースの移管等に際し、管轄が変わることにより現場の肌感覚や危機感の認識のずれが生じることもあり、虐待リスクの変化に応じた一貫した支援が行えない恐れがあります。
- 通告窓口を都と区がそれぞれ持つため、相談窓口がわかりづらいことから、相談内容のミスマッチが生じることがあります。
- 区が児童相談所を設置することにより、迅速かつ機動性をもって対応し、一貫性を持った支援を行うことが可能となります。
- 更に、基礎自治体である区の強みを生かし、成長段階や対象家庭に応じたきめ細かで、充実したサービスを提供することが可能となります。

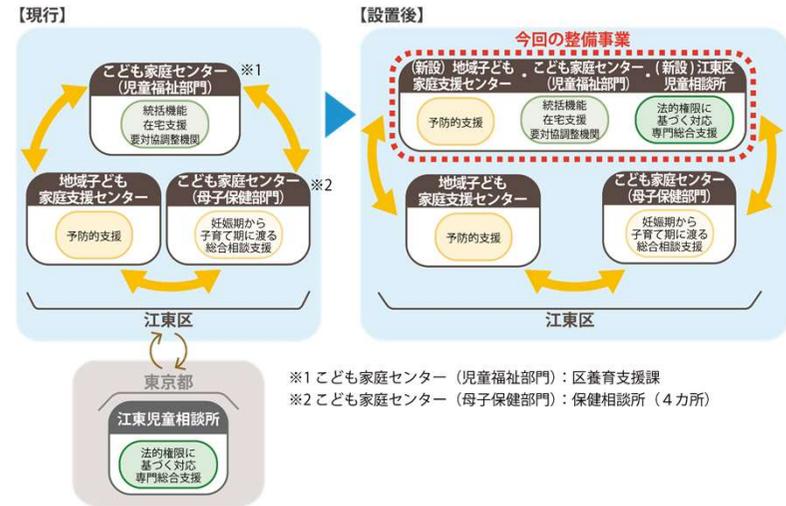


【虐待の重症度等と対応内容及び各機関の関係イメージ】

3 児童相談所開設の基本的な考え方

- 児童福祉関連行政の課題と解決の方向性から、児童福祉法の理念に基づき、こどもの最善の利益を確保すべく、区として児童相談所を設置します。
- これにより、今まで都が担ってきた児童相談所と、区が担ってきたこども家庭センターや子ども家庭支援センターを区が一元的に担うことができます。
- 各施設の持つ機能を相互補完的に最大限に活かしながら、緊密な連携が取れる組織として、虐待の未然防止から再発の防止、そして次の世代における虐待の予防まで幅広い相談や支援に対応できる児童相談体制が必要です。
- こども家庭センターと子ども家庭支援センターの機能をひとつの建物に集約し、それぞれの強みを活かした複合施設を整備します。

【児童相談所設置イメージ】



※1 こども家庭センター(児童福祉部門)：区養育支援課
 ※2 こども家庭センター(母子保健部門)：保健相談所(4カ所)

基本方針(本区が目指す児童相談体制)

- 方針1 こどもの最善の利益のため、様々な関係機関が強固に連携し、地域全体でこどもを守り、子育て家庭が支えられる環境
- 方針2 安心してこどもを産み、いつでも子育て支援を受けることができる環境
- 方針3 安心して気軽に相談でき、どこに相談しても対応される環境
- 方針4 こども一人一人が尊重される社会

関係機関との連携方針

- 基礎自治体の強みを活かし、こどもと家庭が抱える課題の解決に向けて、保育・保健・福祉・教育部門などの関連部署や区内の関係機関と、よりスムーズな連携及び的確で迅速な対応を行います。
- 要保護児童対策地域協議会の設置主体は区であるため、児童虐待防止ネットワークをより機能的に運営し、関係機関との連携のもとに、こどもや家庭を援助するための状況把握や情報共有を効率的・効果的にいきます。

4 施設整備方針

開設年度

令和12年度※

整備予定地

江東区潮見2丁目8-8

※ただし、令和9年度時点において、開設準備状況(人材確保状況等)を総合的に判断し、開設年度の最終判断を行う。

施設整備に関するコンセプト

施設整備に関する基本コンセプトと、9つの施設整備指針を定めます。今後建物を計画する上では、施設整備指針に沿った計画を行います。

■基本コンセプト

こどもの最善の利益を優先した明るく温かみのある空間の創出

■施設整備方針

1 安全で安心な施設	落ち着いた相談環境や生活環境を整え、こども、養育者、職員等の安全・安心に配慮した施設
2 プライバシーの確保	こどもと養育者のプライバシーが守られた施設
3 こどもの権利保障	こども自身の意見を反映させる仕組みを整え、年齢や特性に応じた支援が受けられる施設
4 専門性の確保	児童相談所が有する高い専門性を発揮できる施設
5 重層的な支援体制	併設施設や関係機関と連携し、保護者やこどもの多様なニーズの受け皿となる施設
6 柔軟性のある施設	状況の変化に柔軟に対応できる機能的な施設
7 魅力的な職場環境	職員のモチベーションの維持・向上につながる魅力的で働きやすい施設
8 環境への配慮	地球温暖化に配慮しZEB化を目指した施設
9 災害対策	災害時の施設機能の維持に加え、必要な支援活動ができる施設

各エリアの構成

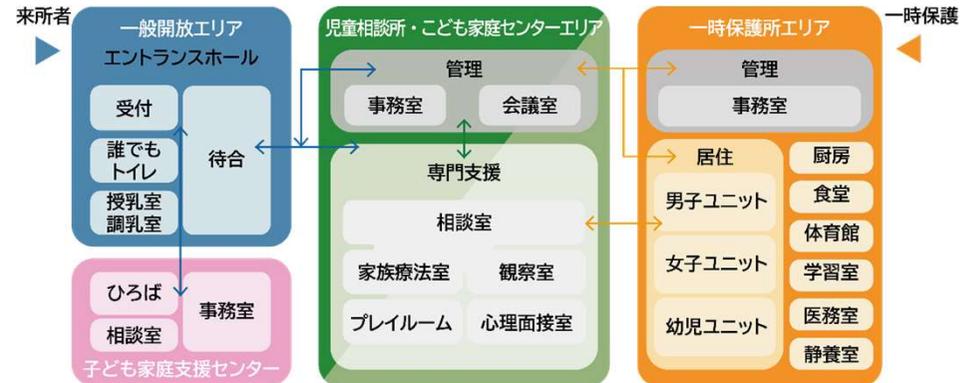
建物は、次の区分(エリア)で構成し、それぞれ以下の特性を踏まえ整備します。

児童相談所・こども家庭センターエリア

- 利用者のプライバシーの保護に配慮された、諸室構成
- 専門相談諸室は落ち着いた環境を確保
- 体制強化による切れ目のないのりしる支援を提供

一時保護所エリア

- こども一人ひとりが尊重される環境の確保
- 家庭的で温かみのある生活環境の確保
- 保護児童の増減や特別な配慮が必要な児童にも対応できる環境を確保



一般開放エリア

- 区民が訪れやすく親しみやすい、地域に開かれた空間を創出
- ユニバーサルデザインに配慮した計画
- 様々な来所者の安全・安心に配慮した動線の明確化

子ども家庭支援センター

- こどもと家庭に関わる子育て相談窓口
- 親子が遊べる子育てひろばや一時預かり保育などの子育て支援サービスの提供
- 地域の見守り支援拠点(アウトリーチ型支援)を整備

5 施設整備スケジュール

設計及び建設工事に必要な期間を以下のとおり想定しています。

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本構想	基本計画	業者選定	基本設計・実施設計		建設工事		開設
						開設準備	